



つくばみらい市規則第37号

つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3年12月28日

つくばみらい市長

つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年つくばみらい市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条、第19条—第21条、第23条、第32条関係）

事由	承認を与える期間
1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され、又はしゃ断された場合	必要と認められる期間
2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	同上
3 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間
4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
5 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを	必要と認められる期間

得ないと認められるとき。	
6 職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
7 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項の規定により、公務災害補償に関する決定についての不服申立人として出頭する場合	同上
8 法第46条の規定により、勤務条件に関する措置の要求者として出頭する場合	同上
9 法第49条の2第1項の規定により、不利益処分についての審査請求人として出頭する場合	同上
10 法第55条第11項の規定により、当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合	同上
11 本市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	同上
12 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	同上
13 本市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ねその地位に属する事務を行う場合	同上
14 昇任のための競争試験又は選考を受けるため受験者又は候補者として出頭する場合	同上
15 本市の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	同上
16 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
17 職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過

	した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
1 8 職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	その都度必要と認める時間。ただし、2時間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、2時間から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた時間）を超えることができない。
1 9 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理のため勤務することが著しく困難である女子職員の生理日の場合	必要と認められる期間。ただし、2日を超えることができない。
2 0 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
2 1 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条第1項に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
2 2 父母の祭日の場合	1日（遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加

	算することができる。)
2 3 忌引の場合	付表に定める期間内において必要と認められる期間
2 4 職員が結婚する場合	5日を超えない範囲内で必要と認められる期間
2 5 不妊治療を受ける場合	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
2 6 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日（再任用短時間勤務職員にあっては、16時間）の範囲内の期間
2 7 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間
2 8 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話（予防接種又は健康診断	一の年度において5日（その養育する小学校の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日、再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が定める時間）の範囲内の期間

<p>を受けさせること)を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
<p>29 日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)の介護その他の規則に定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)</p>
<p>30 国民体育大会又はこれに準ずる国若しくは地方公共団体又は公共的団体の主催する体育大会に役員又は演技者として参加する場合又は職域代表として体育大会に参加する場合で任命権者が特に必要と認めるもの</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>31 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する6日の範囲内の期間</p>
<p>32 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>33 第14条第1項第2号に規定する療養休暇を取得した職員が、健康の回復により職場に復帰又は復職することとなった場合</p>	<p>職場に復帰又は復職することとなった日から起算して1月以内において1日を通じて半日又は4時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>
<p>34 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務</p>	<p>一の年度において5日の範囲内の期間</p>

<p>しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
<p>35 前各項のほかあらかじめ市長の承認を得て任命権者が定める事項</p>	<p>当該事項について市長が承認した期間</p>

附 則
この規則は、令和4年1月1日から施行する。

つくばみらい市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年つくばみらい市規則第22号)新旧対照表

改正案		現行	
事由	承認を与える期間	事由	承認を与える期間
別表第3(第15条、第19条―第21条、第23条、第32条関係) 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通を制限され、又はしや断された場合	必要と認められる期間	別表第3(第15条、第19条―第21条、第23条、第32条関係) 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通を制限され、又はしや断された場合	必要と認められる期間
2 地震、水害、火災その他の災害又は同上 交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	2 地震、水害、火災その他の災害又は同上 交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
3 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した状態で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間	3 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した状態で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	7日の範囲内の期間
4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	4 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
5 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共	必要と認められる期間	5 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共	必要と認められる期間

団体の議会その他官公署へ出頭する 場合で、その勤務しないことがやむ を得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
6 職員が選挙権その他公民として権 利を行使する場合で、その勤務しな いことがやむを得ないと認められる とき。	必要と認められる期間
7 地方公務員災害補償法(昭和42年法 律第121号)第51条第1項又は第2項の 規定により、公務災害補償に関する 決定についての不服申立人として出 頭する場合	同上
8 法第46条の規定により、勤務条件に 関する措置の要求者として出頭する 場合	同上
9 法第49条の2第1項の規定により、不 利益処分についての審査請求人とし て出頭する場合	同上
10 法第55条第11項の規定により、当 局に対し不満を表明し、又は意見を 申し出る場合	同上
11 本市の特別職としての職を兼ね、 その職に属する事務を行う場合	同上
12 職務に関連のある国家公務員又は 他の地方公共団体の公務員としての	同上

職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	
13 本市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の地位を兼ねその地位に属する事務を行う場合	同上
14 昇任のための競争試験又は選考を受けるため受験者又は候補者として出頭する場合	同上
15 本市の事務又は事業の運営上の必要に基づき事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	同上
16 6週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出した場合	出産の日までの申し出した期間
17 職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出した場合)において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)
18 職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	その都度必要と認めるとき。ただし、2時間(男子職員にあっては、その子の当

職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	
13 本市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の地位を兼ねその地位に属する事務を行う場合	同上
14 昇任のための競争試験又は選考を受けるため受験者又は候補者として出頭する場合	同上
15 本市の事務又は事業の運営上の必要に基づき事務又は事業の全部又は一部の停止の場合	同上
16 6週間(多胎妊娠の場合)にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出した場合	出産の日までの申し出した期間
17 職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出した場合)において医師が支障がないと認められた業務に就く期間を除く。)
18 職員が生後満1年に達しない子を育てる場合	その都度必要と認めるとき。ただし、2時間(男子職員にあっては、その子の当

<p>該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、2時間から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた時間を超えることができない。</p>	<p>該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、2時間から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた時間を超えることができない。</p>
<p>19 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理のため勤務することが著しく困難である女子職員の生理日の場合</p>	<p>19 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理のため勤務することが著しく困難である女子職員の生理日の場合</p>
<p>20 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>20 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>
<p>21 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第41号)第10条第1項に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>21 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第41号)第10条第1項に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>

<p>該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、2時間から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた時間を超えることができない。</p>	<p>該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、2時間から当該承認又は請求に係る時間を差し引いた時間を超えることができない。</p>
<p>19 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理のため勤務することが著しく困難である女子職員の生理日の場合</p>	<p>19 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理のため勤務することが著しく困難である女子職員の生理日の場合</p>
<p>20 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>20 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>
<p>21 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第41号)第10条第1項に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>21 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法(昭和40年法律第41号)第10条第1項に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>

<p>示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間</p>	<p>22 父母の祭日の場合</p> <p>1日(遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができ。)</p>
<p>23 忌引の場合</p>	<p>付表に定める期間内において必要と認められる期間</p>
<p>24 職員が結婚する場合</p>	<p>5日を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>25 不妊治療を受ける場合</p>	<p>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>
<p>26 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)の出産に伴って当該出産の日後2週間を経過し、勤務しないことが相当であると認められる期間内における</p>	<p>職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過し、勤務しないことが相当であると認められる期間内における</p>

<p>示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、その都度必要と認められる時間</p>	<p>22 父母の祭日の場合</p> <p>1日(遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができ。)</p>
<p>23 忌引の場合</p>	<p>付表に定める期間内において必要と認められる期間</p>
<p>24 職員が結婚する場合</p>	<p>5日を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>25 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)の出産に伴って当該出産の日後2週間を経過し、勤務しないことが相当であると認められる期間内における</p>	<p>職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過し、勤務しないことが相当であると認められる期間内における</p>

められる場合	る2日(再任用短時間勤務職員にあっては、16時間)の範囲内の期間
<p>められる場合</p>	<p>26 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>
<p>められる場合</p>	<p>27 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話(予防接種又は健康診断を受けさせること)を行うこと(以下。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
<p>められる場合</p>	<p>27 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>
<p>められる場合</p>	<p>28 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話(予防接種又は健康診断を受けさせること)を行うこと(以下。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
<p>められる場合</p>	<p>28 日常生活を営むのに支障がある者</p>
<p>められる場合</p>	<p>28 日常生活を営むのに支障がある者</p>

<p>(以下この項において「要介護者」として認定される者(以下「要介護者」として認定される者」として定める。))の介護その他の規則に定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが適当であると認められる場合</p>	<p>(以下この項において「要介護者」として認定される者(以下「要介護者」として認定される者」として定める。))の介護その他の規則に定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが適当であると認められる場合</p>
<p>29 国民体育大会又はこれに準ずる国若しくは地方公共団体又は公共的団体の主催する体育大会に役員又は演技者として参加する場合又は職域代表として体育大会に参加する場合で任命権者が特に必要と認めるもの</p>	<p>30 国民体育大会又はこれに準ずる国若しくは地方公共団体又は公共的団体の主催する体育大会に役員又は演技者として参加する場合又は職域代表として体育大会に参加する場合で任命権者が特に必要と認めるもの</p>
<p>30 職員が夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>31 職員が夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
<p>31 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な</p>	<p>32 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な</p>

<p>検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>32 第14条第1項第2号に規定する療養休暇を取得した職員が、健康の回復により職場に復帰又は復職することとなった場合</p>	<p>職場に復帰又は復職することとなった日から起算して1月以内において1日を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>
<p>33 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて</p>	<p>一の年度において5日の範囲内の期間</p>
<p>検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>33 第14条第1項第2号に規定する療養休暇を取得した職員が、健康の回復により職場に復帰又は復職することとなった場合</p>	<p>職場に復帰又は復職することとなった日から起算して1月以内において1日を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>
<p>34 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて</p>	<p>一の年度において5日の範囲内の期間</p>

<p>市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、 身体上若しくは精神上の障害、負 傷又は疾病により常態として日常 生活を営むのに支障がある者の介 護その他の日常生活を支援する活 動</p>	<p>市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、 身体上若しくは精神上の障害、負 傷又は疾病により常態として日常 生活を営むのに支障がある者の介 護その他の日常生活を支援する活 動</p>
<p>35 前各項のほかにからかじめ市長の 承認を得て任命権者が定める事項</p>	<p>34 前各項のほかにからかじめ市長の 承認を得て任命権者が定める事項</p>
<p>当該事項について市長が承 認した期間</p>	<p>当該事項について市長が承 認した期間</p>

